



STELLA PHARMA

第19期 定時株主総会 招集ご通知

📅 日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

📍 場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内
NCB会館 2階「淀の間」

電子提供制度について

株主総会資料の一部を当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には招集ご通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせを含みます）をお届けしております。本制度による、株主様への総会資料の早期提供、ペーパーレス化の推進による環境負荷の低減などの観点から、株主総会資料の電子提供制度にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

📄 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

〈株主の皆様へ〉

株主総会前の2026年6月23日に有価証券報告書の提出を予定しています。

ステラ ファーマ 株式会社

証券コード：4888

株主の皆様へ

ステラファーマは設立当初から ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでいる 製薬会社です

代表取締役社長 上原 幸樹



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第19期定時株主総会を2026年6月24日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、『ひとりのかけがえない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。』との企業理念のもと、アンメットメディカルニーズに応える医薬品の提供を行うことで社会に貢献することを目指し、様々な取り組みを進めています。

第19期においては、今期の目標としていた再発髄膜腫と血管肉腫に対する適応拡大に向けた製造販売承認事項の一部変更申請を無事に完了することができました。また、中国・海南島でも当社の薬剤を使用したBNCTによる治療が開始され、来期以降、国内に留まらず海外においても事業が拡大していくことを期待しております。以上のように、目覚ましい成果が上げられた一方で、昨年発生した製剤の委託先の準自己破産により、多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件を真摯に受け止め、経営陣一同、生産体制の早期復旧と会社の成長に向けて一層取り組んでまいります。

近年、医療費の抑制や薬価の引き下げ等により、医薬品業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、引き続き私たちを応援して下さる株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様や治療を待っておられる患者様から評価され、期待され続ける会社を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 4888
2026年6月5日

株 主 各 位

大阪府中央区高麗橋三丁目2番7号
ステラファーマ株式会社
代表取締役社長 上原幸樹

第19期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://stella-pharma.co.jp/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4888/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の運営についてのご案内

ご要望に応じて、車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお声がけください。

会場には議決権を行使できる株主様以外の方はご入場いただけませんが、お体の不自由な株主様のご同伴の方1名はご入場いただけます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- 記
1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号 中之島センタービル内
NCB会館 2階「淀の間」
3. 目的事項
報告事項 第19期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんので、前頁記載の各ウェブサイトをご参照ください。

### 事業報告

「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他会社の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」

### 計算書類

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前頁記載の各ウェブサイトに掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、前頁記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p><b>2026年6月24日(水曜日)</b><br/><b>午前10時</b> (受付開始: 午前9時)</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2026年6月23日(火曜日)</b><br/><b>午後5時入力完了分まで</b></p> |  <p><b>書面(郵送)で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2026年6月23日(火曜日)</b><br/><b>午後5時到着分まで</b></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書  
御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXX年X月X日

現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXX  
見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

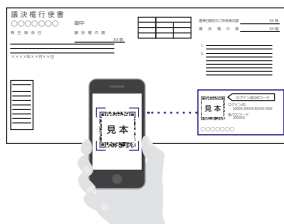
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

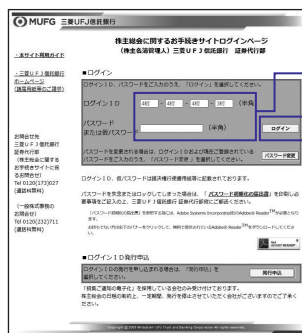
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)<br>出席状況                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                   | 再任<br>上原幸樹<br>(1977年6月11日生) | 2003年4月 ステラケミファ株式会社入社<br>2007年8月 当社入社 研究開発部長<br>2012年4月 当社取締役研究開発部長<br>2012年11月 当社取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2015年2月 当社常務取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2019年6月 当社常務取締役開発本部長<br>2020年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(取締役会出席状況) 21/21回(100%) | 7,000株         |
| <b>【選任理由】</b><br>上原幸樹氏を取締役候補者とした理由は、創業当初からの開発責任者として、BNCTホウ素薬剤の開発を行いました。非臨床試験の段階から薬事承認に至るまで全体の管理・統括を行っており、その専門知識と経験を活かして、当社の代表取締役社長として、当社の事業発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                             |                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)<br>出席状況                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>やぶ かず みつ<br>藪 和 光<br>(1959年1月20日生)  | 1981年4月 橋本化成工業株式会社(現 ステラケミ<br>ファ株式会社)入社<br>2003年6月 同社取締役営業部長<br>2007年9月 同社取締役常務執行役員営業部長<br>2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長<br>2010年4月 同社取締役常務執行役員営業統括<br>2013年10月 同社取締役専務執行役員営業統括<br>2015年4月 当社代表取締役会長<br>2020年6月 当社取締役営業管掌(現任)<br>取締役会出席状況 21/21回(100%) | 5,000株         |
| <b>【選任理由】</b><br>藪和光氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり無機化学メーカーの経営全般、国内外の営業部門の責任者として、経営に携わっており、また、豊富なマネジメントの経験を有しています。当社取締役就任後も、その経験を活かして、経営全般、事業の推進、発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                   |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| 3                                                                                                                                                                                                 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>はやし とし みつ<br>林 利 充<br>(1981年1月20日生) | 2006年4月 株式会社新日本科学入社<br>2011年3月 当社入社<br>2014年6月 当社臨床開発部長<br>2017年6月 当社臨床推進部長<br>2018年2月 当社薬事部長<br>2020年6月 当社執行役員薬事部長<br>2022年6月 当社取締役薬事部長<br>2022年9月 当社取締役薬事部長兼臨床開発部長(現任)<br>取締役会出席状況 21/21回(100%)                                                 | 2,000株         |
| <b>【選任理由】</b><br>林利充氏を取締役候補者とした理由は、臨床開発、薬事部門において豊富な経験・実績を有し、当社事業の発展、研究開発体制の強化に取り組んでまいりました。また、当社製品の上市に尽力するなど当社の成長に大きく貢献しております。当社の臨床開発、薬事分野を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                              | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)<br>出席状況                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>再任</p> <p>きど たか ひろ<br/>城戸 崇 裕<br/>(1973年4月12日生)</p> | <p>1997年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2016年4月 同社ビジネス推進部海外ビジネス推進室次長</p> <p>2017年7月 三井物産(中国)有限公司戦略企画部総監</p> <p>2018年10月 当社入社 執行役員経営企画部長</p> <p>2022年6月 当社取締役経営企画部長(現任)</p> <hr/> <p>取締役会出席状況 21/21回(100%)</p> | 900株           |
| <p>【選任理由】</p> <p>城戸崇裕氏を取締役候補者とした理由は、広範囲な事業領域を有する総合商社において、金属関連及び海外ビジネス事業に従事し、海外子会社において要職を歴任するなど、経営全般、グローバルな事業運営に関する知見を有しており、当社においても海外市場への進出に向けた関係各社とのパイプを構築するなど貢献しております。経営全般、グローバルな事業運営を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                        |                                                                                                                                                                                                    |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「2. 会社役員の状況(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)<br>出席状況                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>再任 社外 独立役員</p> <p>辻井 康平<br/>(1978年8月3日生)</p> <p>取締役会出席状況<br/>21/21回(100%)</p> <p>監査等委員会出席状況<br/>13/13回(100%)</p> | <p>2005年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所</p> <p>2014年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー<br/>(現任)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー</p> | —              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>辻井康平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等いただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                                     |                                                                                                                                                          |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)<br>出席状況                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>再任 社外 独立役員</p> <p>ふくちよしゆき<br/>福地叔之<br/>(1975年6月4日生)</p> <p>取締役会出席状況<br/>21/21回(100%)<br/>監査等委員会出席状況<br/>13/13回(100%)</p> | <p>2003年10月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)<br/>大阪事務所入所</p> <p>2006年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所</p> <p>2018年9月 ふくち会計税務事務所所長(現任)</p> <p>2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>ふくち会計税務事務所所長</p>                                                                    | -              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>福地叔之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし、特に、税務、会計面の点から取締役の職務執行に対する適切な助言等いただくことを期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>                                                                                        |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>新任 社外 独立役員</p> <p>まちだみさ<br/>町田美紗<br/>(1978年10月11日生)</p>                                                                  | <p>2003年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所</p> <p>2007年8月 町田公認会計士事務所 代表(現任)</p> <p>2024年6月 日本システム技術株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2025年1月 株式会社神戸物産<br/>社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>町田公認会計士事務所 代表<br/>日本システム技術株式会社社外取締役(監査等委員)<br/>株式会社神戸物産 社外取締役(監査等委員)</p> | -              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>町田美紗氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有し、当社の会計、税務等に関する適切な助言及び提言を期待しているためです。同氏は、監査法人での監査実務及び公認会計士事務所代表としての実務経験を通じて、企業の財務報告、内部統制及びリスク管理に関する豊富な知見を培ってきました。</p> <p>また、他社において社外取締役(監査等委員)を務めた経験を有しており、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、取締役会及び監査等委員会における監督機能の強化に貢献いただけるものと判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 辻井康平氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- その他各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は辻井康平氏及び福地叔之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、町田美紗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は辻井康平氏及び福地叔之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、辻井康平氏及び福地叔之氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、町田美紗氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 辻井康平氏、福地叔之氏及び町田美紗氏は、社外取締役候補者であります。
5. 辻井康平氏及び福地叔之氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって、辻井康平氏が8年、福地叔之氏が2年となります。
6. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は同内容にて更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 再任 社外 独立役員<br>武井 祐生<br>(1983年5月20日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2010年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所<br>2018年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所<br>パートナー (現任)<br>.....<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー | -              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>武井祐生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                             |                |

- (注) 1. 武井祐生氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 武井祐生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は同内容にて更新を予定しております。
5. 武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内の医薬品業界においては、新薬創出の難易度が高まり、研究開発費負担が増大するとともに、医療費抑制の圧力が高まるなど、新薬開発型企業にとっては厳しい事業環境が継続しております。

このような事業環境の中、当社はアンメットメディカルニーズの高い疾患領域において、将来のホウ素中性子捕捉療法(BNCT)の業容拡大を見据えて、短期的な視点のみならず中長期的な視点で取り組みを進めております。

販売面においては、国内では、関連学会に対する学術講演会やセミナーを積極的に開催し、医療関係者の方々との関係構築とBNCTの認知度向上による症例数の増加に向けた取り組みを継続するとともに、住友重機械工業株式会社（以下「住友重機械工業」）と同社が製造・開発・販売を行うBNCT用加速器の国内の医療機関等への導入に関するパートナーシップ契約を締結し、同社との関係をより強固なものとししました。また、海外では、当社がBNCT用ホウ素医薬品「ステポロニン®」の供給等を行っている中国・海南博鳌(ボアオ)楽城国際医療旅遊先行区の鵬博(海南)BNCTセンターが2026年2月7日に開院し、2026年3月19日には頭頸部癌を対象としたBNCTでの第一例目の患者様への治療が行われました。当センターにおける実臨床データは、関連規定に沿った管理、研究、分析、評価等を行うことで中国本土での承認申請にも活用することができることから、引き続きBNCTの中国展開を推し進めてまいります。

開発パイプラインの進捗においては、再発髄膜腫を対象として、2026年3月に厚生労働省に製造販売承認事項の一部変更申請を行いました。2024年9月に再発髄膜腫を対象として厚生労働省から希少疾病用医薬品の指定を受けており、さらに2026年2月には独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」)から優先審査の適用対象に該当するとの判断を受けていることから、通常申請と比べて審査期間が短縮される見込みであります。同じく2026年3月には血管肉腫についても、厚生労働省に製造販売承認事項の一部変更申請を行いました。血管肉腫も2023年12月に厚生労働省から希少疾病用医薬品の指定を受けていることで、同様に審査手続きにおいて優先審査を受けることができ、一般的な医薬品よりも短い期間で審査が進められる見込みであります。再発悪性神経膠腫については、大阪医科薬科大学及び住友重機械工業との間で2026年1月に契約を締結し、大阪医科薬科大学が実施する再発悪性神経膠腫を対象とした医師主導Ⅲ相試験に必要な治験薬を無償で提供し、協力することにしました。

胸部固形悪性腫瘍においては、2026年2月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」)の令和8年度「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」において研究開発課題名『切除不能な進行再発食道癌に対するBNCT用ホウ素医薬品の開発(ポロフ

ァラン(<sup>10</sup>B))』が採択され、2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間で最大約2.8億円の補助を受けることができるようになりました。

将来の市場をさらに拡大すべく、中長期的な視点での新たな取り組みも進めております。住友重機械工業、学校法人藤田学園 藤田医科大学他と協力し、次世代BNCTシステムの開発を含め、深さの制限を緩和するとともに、より深部のがんへの適応が可能になるような研究開発を進めております。また、医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院との間で、当医院におけるFBPA-PET陽性の難治性悪性腫瘍患者を対象として、BNCTの有効性及び安全性を検討することを目的とした研究を実施するにあたり、使用される薬剤を供給する契約を2026年2月に締結しました。

研究開発活動においては、AMEDの次世代がん医療加速化研究事業の支援を受けた国立大学法人東京大学との共同研究により、「液体のり」に使用されるポリビニルアルコールを用いた新規BNCT用製剤の開発に関連する研究成果が得られました。また、京都大学複合原子力科学研究所、関西医科大学附属光免疫医学研究所との共同研究で、がん細胞に高発現するアミノ酸輸送体LAT1を標的とした新しいPET用診断薬5-[<sup>18</sup>F]F- $\alpha$ Me-3BPAを開発し、その有効性を動物モデルで実証しました。

製造面においては、2025年9月に主要な製造委託先の準自己破産に伴い製造体制の見直しを余儀なくされましたが、新たな国内製造委託先との間で製造技術移管に関する開発委受託契約を2025年10月に締結し、2027年3月期中の本格的な製造開始を目指し、安定供給体制の再構築を最優先課題として、市場への製品供給維持に向けた取り組みを継続しております。製造移管の進捗としては、当初の予定通り2025年12月末までにパイロットプラントでの試作を完了しております。

財政面においては、今後の研究開発及び事業基盤整備を着実に推進するために必要な資金を確保することを目的として、2026年3月に米国の機関投資家との間で株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係るエクイティ・プログラム契約を締結し、第三者割当による新株式及び新株予約権を発行することを決定しました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は前期に計上された海外売上高が計上されなかったこともあり、323,389千円(前事業年度比66.4%減)と大幅な減収となりました。利益面では減収要因に加えて、人件費や研究開発費等の販売費及び一般管理費の増加もあり、営業損失は748,957千円(前事業年度の営業損失は90,246千円)、経常損失は778,005千円(前事業年度の経常損失は137,869千円)、当期純損失は780,917千円(前事業年度の当期純損失は140,811千円)となりました。

## ②設備投資の状況

当社は、研究開発機能の充実・強化などを目的として継続的に設備投資を実施しております。当事業年度の設備投資の総額は2,648千円であり、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

### ③資金調達の状況

当社は、2025年2月に株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン契約を締結し、既存借入金の借り換えとともに1,500,000千円のコミットメントライン枠を設定しております。その後、主要な製造委託先の準自己破産に伴い、新たな国内製造委託先との間で開発委受託契約を締結し、生産移管に向けた技術移管等を進めております。これに伴う安定供給体制の再構築に必要な技術移転費用に充当するため、当該コミットメントラインから139,000千円の借入を実行しています。

## (2)重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### ④その他の関係会社の状況

| 会社名         | 資本金      | 当社への議決権比率 | 主要な事業内容    |
|-------------|----------|-----------|------------|
| ステラケミファ株式会社 | 4,829百万円 | 33.66%    | 高純度薬品の製造販売 |

## (3)対処すべき課題

当社が属する製薬業界は、国内市場が横ばいで推移する一方、がん患者数は緩やかな増加傾向にあり、医療費の増加とともに今後も一定の市場規模を維持することが予測されます。

また、海外では、世界人口の増加や高中所得国における少子高齢化の進行、地球規模での気候変動等の環境変化、それらに伴う疾病構造及びヘルスケアニーズの変化など、製薬業界を取り巻く外部環境は急速に変化しておりますが、当社が属するがん治療分野においては、新薬承認及びオファンドラッグ（希少疾病用医薬品）の増加等により、米国をはじめとした主要市場での成長が見込まれております。

がん治療分野においては、新薬の研究開発が活発に行われており、潜在的な競合相手に先行するためには、開発から承認に至るまでの計画を迅速に進める必要があります。

このような経営環境の下、当社は、2024年度よりスタートした「中期経営計画2027」において「BNCT医薬品の世界でフロントランナーであり続ける」を目指す姿として掲げ、世界で初めてBNCT医薬品の薬事承認を取得した企業としてBNCTを広く普及させるため、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

## ①適応疾患の拡大

当社は、2020年3月に、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌を効能・効果として、「ステボロン®」の製造販売承認を取得いたしました。これに続く適応拡大として、2026年3月に厚生労働省に再発髄膜腫及び血管肉腫の製造販売承認事項の一部変更申請を行いました。再発髄膜腫については、ランダム化比較試験として実施された国内第Ⅱ相試験において主要評価項目である無増悪生存期間で統計学的に有意な改善が認められ、血管肉腫については国内第Ⅱ相試験において主要評価項目を達成し、有効性及び安全性が示されました。いずれも希少疾病用医薬品の指定を受けており、優先審査の対象として早期承認を目指しております。

胸部悪性腫瘍については、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院、住友重機械工業株式会社及び株式会社CICSと共同で、標準治療の実施が困難かつ切除不能な再発の胸部固形悪性腫瘍を対象とする国内第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を進めております。本治験は、BNCTとして世界初となる胸部に発生する複数のがんを対象とする治験であり、複数の胸部がんを一つの枠組みで評価することにより、個別に治験を実施する場合と比較して開発期間の短縮が期待されます。加えて、BNCT施行前に[18F]FBPA-PET検査による適否判定を組み込むことで、患者様ごとに最適な治療選択につながる可能性があるものと考えております。

当該治験の対象疾患の一つである食道がんについては、AMEDの令和8年度「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に採択され、切除不能な進行再発食道がんを対象とするBNCT用ホウ素医薬品の開発支援を受けることとなりました。食道がんは、既承認疾患である頭頸部がんと腫瘍生物学的特徴に類似性が認められることから、胸部悪性腫瘍領域における重要な適応拡大テーマとして開発を推進しております。

再発悪性神経膠腫については、学校法人大阪医科薬科大学及び住友重機械工業株式会社と、再発膠芽腫患者を対象としたBNCTのランダム化比較試験として設計された国内第Ⅲ相臨床試験に係る契約を締結し、医師主導治験に協力する体制を整備しております。本治験は2026年春の開始を予定しており、当社は、本治験を踏まえて承認申請を目指す方針であります。初発膠芽腫についても、国立大学法人筑波大学が実施する第Ⅰ相医師主導治験への協力を通じて開発を進めております。

当社は、これらの疾患の患者様にBNCTという新たな治療の選択肢を一日でも早くお届けできるよう、早期の承認取得を目指して取り組んでまいります。

## ②海外展開の推進

当社は、日本で承認を得た製剤をアジア及び欧米市場に早期に供給し、BNCT市場を拡大することで、がん治療における新たな選択肢を世界に広げていきたいと考えております。

欧米展開については、2024年11月に米国バイオテクノロジー企業TAE LIFE SCIENCES US, LLCと、欧米における臨床試験の実施を含む共同開発及び商業化に関する基本合意契約を締結いたしました。今後、開発対象地域及び対象疾患を順次拡大し、中長期的な事業成長につなげてまいります。

また、中国展開については、海南島医療特区の鵬博(海南)BNCTセンターにおいて、2026年3月に頭頸部癌を対象としたBNCTの治療が開始されました。当社が供給するBNCT用ホウ素医薬品「ステボロン®」と、住友重機械工業株式会社のBNCT治療システムを組み合わせた治療が中国で実施されたことは、海外におけるBNCTの社会実装に向けた重要な進展であると認識しております。

今後は、海南島医療特区における治療実績及び実臨床データの蓄積を通じて、中国本土での承認申請に向けた基盤整備を進めるとともに、日本国内で開発中の適応疾患についても海外展開を視野に入れ、アジア及び欧米におけるBNCTの普及と事業拡大に取り組んでまいります。

### ③新規パイプラインの拡充

医薬品事業においては、開発パイプラインの充実が中長期的な成長に重要であることから、新規パイプラインの拡充を重要課題と認識しております。

当社は、従来のBNCTでは治療対象が比較的浅い部位の腫瘍に限定されていたことを踏まえ、より深部のがんへの適応拡大を目指した研究開発を進めております。その一環として、学校法人藤田学園 藤田医科大学における研究開発拠点の整備が進められており、住友重機械工業株式会社と学校法人藤田学園 藤田医科大学との間で、2026年1月に深部がん治療の研究開発を目的としたBNCT治療システム及びBNCT線量計算プログラムの導入に関する契約が締結されております。

当社は、これまで蓄積した医薬品研究開発の知見を活用し、関係先と連携しながら、FBPA-PET評価、非臨床試験及び臨床試験等を通じて深部がん治療の実現に向けた取り組みを推進し、新たなパイプラインの創出につなげてまいります。

### ④財務体質の強化

当社は、事業拡大フェイズへの移行に向け、成長投資を本格化していく方針であり、これに伴い研究開発費及び事業基盤構築に係る投資は段階的に拡大する見込みです。持続的な事業運営基盤の確立に向けて、損益への影響を勘案しつつ、十分な流動性及び資本バッファを確保していく必要があります。

当社の事業は、開発パイプラインの収益化まで研究開発費が先行するため、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じる可能性があります。また、医薬品の安定供給責任を果たすための在庫確保や、海外展開に伴う供給体制整備にも継続的な資金需要があります。

このような状況のもと、当社は、2022年12月に発行した第4回新株予約権の行使完了後、資金使途の見直しを行うとともに、2025年2月にはシンジケートローン契約を締結いたしました。さらに2026年3月には、成長投資及び事業基盤整備に必要な資本を確保するため、株式及び新株予約権発行プログラムを導入いたしました。本プログラムは、単なる短期的な資金補填を目的とするものではなく、複数の成長施策を同時並行で推進するため、必要なタイミングで段階的に

資金を確保する資本政策として位置付けております。

当社は、引き続き研究開発活動及び投資計画を適切にコントロールしつつ、資本金と負債性資金のバランスを意識した財務運営を進め、成長投資を支える安定的な財務基盤の強化に努めてまいります。

#### ⑤優秀な人材の確保及び育成

当社は、事業の持続的成長及び中長期的な企業価値向上のためには、各分野における専門的知識及び経験を有する優秀な人材の確保及び育成が重要であると認識しております。

今後、適応疾患の拡大、海外展開、製造・供給体制の強化等を推進していくにあたり、研究開発、薬事、品質保証、製造、事業開発及び管理部門等において、必要な専門人材の確保を進めるとともに、事業規模の拡大に応じた組織体制の整備を図ってまいります。

また、社員一人ひとりの能力向上を図るため、導入教育及び継続教育を含む各種研修を実施し、専門性の向上と次世代人材の育成に取り組んでまいります。今後も、優秀な人材の確保と育成を通じて組織力を高め、持続的な成長を支える経営基盤の強化に努めてまいります。

#### ⑥安定供給の維持・確保

当社は、治療を必要とする患者様のもとに高品質な医薬品を確実かつ安定的に供給することが、医薬品メーカーとして極めて重要な使命であると認識しております。このため、厳格な基準に基づく製造管理及び品質管理を徹底し、品質の維持向上と安定供給の確保に努めております。

また、需要予測の精査や適正在庫の確保に加え、原材料については代替調達が困難なものもあることから、災害その他の不測の事態に備え、長期保管が可能な中間体等の形で一定期間の販売に対応可能な在庫を確保してまいりました。

2025年9月に発生した主要な製造委託先の準自己破産に伴い、当社は新たな製造委託先への生産移管が必要な状況となっております。現在、新たな製造委託先に対して技術移管及び製造所変更に必要な対応を進めており、試作品を用いた評価、商業プラントでの製造試作、プロセスバリデーション及び安定性試験等の実施を経て、製造所変更に係る承認手続を進めることで、翌事業年度中の本格的な製造開始を目指し、安定供給体制の再構築を最優先課題として取り組んでおります。

加えて、今後の海外展開や販売地域の拡大に対応するためには、国内供給にとどまらず、各国のレギュレーションに適合した製造、梱包、保管及び輸送体制の整備、並びに複数の製造拠点の確保を含む供給体制の強化が重要であると認識しております。当社は、こうした観点から、海外展開及び安定供給体制構築のための製造開発を着実に推進し、国内外において継続的かつ安定的に製品を供給できる体制の整備に努めてまいります。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1)取締役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位   | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|------------|------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 上原幸樹 |                                                    |
| 取締役        | 藪和光  | 営業管掌                                               |
| 取締役        | 林利充  | 薬事部長兼臨床開発部長                                        |
| 取締役        | 城戸崇裕 | 経営企画部長                                             |
| 取締役(監査等委員) | 大西雅也 | 税理士法人大西中野事務所所長<br>アクサスホールディングス株式会社<br>社外取締役(監査等委員) |
| 取締役(監査等委員) | 辻井康平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー                                 |
| 取締役(監査等委員) | 福地叔之 | ふくち会計税務事務所所長                                       |

- (注) 1.取締役(監査等委員)大西雅也氏、辻井康平氏及び福地叔之氏は、社外取締役であります。
- 2.当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。  
委員長 大西雅也氏、委員 辻井康平氏、委員 福地叔之氏
- 3.取締役(監査等委員)大西雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.取締役(監査等委員)辻井康平氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.取締役(監査等委員)福地叔之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.当社は、取締役(監査等委員)の大西雅也氏、辻井康平氏及び福地叔之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7.当社では、監査等委員を務める社外取締役が経営会議への出席や内部監査部門との連携を通じて社内情報を適時に把握するほか、監査等委員会の職務を補助する担当者を配置して監査を行う体制を構築しており、監査等委員会としての監査・監督機能および監査の実効性が確保されていることから、常勤の監査等委員は選定しておりません。
- 8.当社は、執行役員制度を導入しておりますが、現在、該当する執行役員はおりません。

### (2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大西雅也氏、社外取締役辻井康平氏及び社外取締役福地叔之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約をChubb損害保険株式会社と締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。

なお、保険金支払限度額は5億2,500万円であり、当該保険に係る保険料は取締役会の承認の上、全額会社負担としております。

### (4)取締役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年7月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議を行い、その結果について取締役会に答申し、当該答申を踏まえて取締役会において決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定方針については、所定の手続きを経て決定されており、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (イ) 基本方針

当社は、医薬品の研究開発および製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性を踏まえ、取締役の報酬については、短期的な成果のみならず、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することが重要であると考えております。このため、株主利益と連動した報酬体系を採用しております。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬の2種類で構成しております。

なお、監査等委員である取締役については、その職務の性質に鑑み、固定の基本報酬（月例報酬）のみを支給しております。

#### (ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、決定するものとしております。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針  
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該株式報酬は事後交付型であり、取締役会において定める一定期間を業績評価期間として、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の当社株式を交付しております。

(二) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、決定するものとしております。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議を行い、その結果について取締役会に答申し、当該答申を踏まえて取締役会において決議しております。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分                      | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |          | 対象となる役員の員数 |
|-------------------------|------------------------|------------------------|----------|------------|
|                         |                        | 基本報酬                   | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 73,972千円               | 61,480千円               | 12,492千円 | 4名         |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 10,240千円<br>(10,240千円) | 10,240千円<br>(10,240千円) | 一千円      | 3名<br>(3名) |
| 合計                      | 84,212千円               | 71,720千円               | 12,492千円 | 7名         |

(注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員の報酬限度額は50,000千円以内、また2024年6月25日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対する事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、割り当てる株式の総数を100千株以内とすることについてそれぞれ決議をいただいております。

2. 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は4名であり、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役3名)であります。

3. 非金銭報酬等の欄には、当事業年度に係る株式報酬引当金繰入額を記載しております。なお、設定した対象期間及び業績等の数値目標は以下のとおりであります。

|          |                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象期間     | 2024年6月25日から2027年5月31日までの約3年間                                                                                                                                                     |
| 業績等の数値目標 | 当社普通株式の株価の成長率<br>東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもって判断し、対象期間中のいずれかの日において対象期間の期首の株価(対象期間の期首(同日に東京証券取引所で取引が成立していない場合はその直近取引日)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値)から成長率300%以上を達成すれば当該数値目標を達成したものとす。 |

また、当初の対象期間における業績等の数値目標及び支給割合は以下の内容とする予定であります。

|                |      |
|----------------|------|
| 当社普通株式の成長率     | 支給割合 |
| 目標値(300%)未満の場合 | 0%   |
| 目標値(300%)以上の場合 | 100% |

### (5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位            | 氏 名  | 兼 職 す る 法 人 等                    | 兼 職 の 内 容              |
|----------------|------|----------------------------------|------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大西雅也 | 税理士法人大西中野事務所<br>アクサスホールディングス株式会社 | 所長<br>社外取締役<br>(監査等委員) |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻井康平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所                    | パートナー                  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福地叔之 | ふくち会計税務事務所                       | 所長                     |

- (注) 1. 当社と税理士法人大西中野事務所との間に特別な関係はありません。また、社外取締役(監査等委員)を務めるアクサスホールディングス株式会社との間には、取引関係はありません。
2. 当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間には顧問契約等の取引がありますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
3. 当社とふくち会計税務事務所との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大西雅也 | <p>大西雅也氏は、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。</p>                                                                            |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻井康平 | <p>辻井康平氏は、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、弁護士としての専門的見地から、特に経営に関する意思決定の妥当性・透明性の向上、強固なコンプライアンス体制の構築のための有益な指導・助言、ならびに監査・監督体制の強化に向けた必要な発言を適宜行っております。引き続き、当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福地叔之 | <p>福地叔之氏は、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。</p> <p>引き続き、当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p>                                    |

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,353,125</b> | <b>流動負債</b>    | <b>259,960</b>   |
| 現金及び預金          | 2,823,006        | 1年内返済予定の長期借入金  | 158,640          |
| 売掛金             | 67,757           | 未払金            | 73,574           |
| 製品              | 69,246           | 未払費用           | 8,601            |
| 仕掛品             | 1,206,916        | 未払法人税等         | 9,720            |
| 原材料及び貯蔵品        | 19,615           | 預り金            | 9,425            |
| 前渡金             | 77,163           |                |                  |
| 前払費用            | 66,508           | <b>固定負債</b>    | <b>1,800,165</b> |
| その他             | 22,909           | 長期借入金          | 588,500          |
|                 |                  | 長期未払金          | 135,837          |
| <b>固定資産</b>     | <b>133,569</b>   | 預り保証金          | 1,000,000        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>47,096</b>    | 株式報酬引当金        | 15,939           |
| 建物              | 4,434            | 退職給付引当金        | 59,889           |
| 機械及び装置          | 34,269           |                |                  |
| 工具、器具及び備品       | 8,392            | <b>負債合計</b>    | <b>2,060,126</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,734</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 特許権             | 36,658           | <b>株主資本</b>    | <b>2,426,568</b> |
| 商標権             | 221              | <b>資本金</b>     | <b>2,859,218</b> |
| ソフトウェア          | 5,854            | <b>資本剰余金</b>   | <b>348,323</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>43,738</b>    | 資本準備金          | 348,323          |
| 長期前払費用          | 22,205           | <b>利益剰余金</b>   | <b>△780,917</b>  |
| その他             | 21,533           | その他利益剰余金       | △780,917         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △780,917         |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△56</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,426,568</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,486,694</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,486,694</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 323,389   |
| 売 上 原 価               | 44,233    |
| 売 上 総 利 益             | 279,156   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,028,113 |
| 営 業 損 失               | 748,957   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 401       |
| 受 取 手 数 料             | 12,500    |
| 役 員 報 酬 返 納 額         | 2,689     |
| 受 託 研 究 収 入           | 1,054     |
| そ の 他                 | 2,060     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 7,252     |
| 支 払 手 数 料             | 37,455    |
| そ の 他                 | 3,046     |
| 経 常 損 失               | 778,005   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 778,005   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,911     |
| 当 期 純 損 失             | 780,917   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ステラファーマ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 小林 雅史 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山本 秀男 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラファーマ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、

監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠して、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

ステラファーマ株式会社 監査等委員会

監査等委員 大西雅也 ㊟

監査等委員 辻井康平 ㊟

監査等委員 福地叔之 ㊟

(注) 監査等委員大西雅也、辻井康平及び福地叔之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場  
ご案内図

大阪市北区中之島六丁目2番27号

# 中之島センタービル内 NCB会館 2階 「淀の間」



## 交通のご案内

|                               |                               |                           |                                |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 京阪中之島線 「中之島駅」<br>2番出口 より徒歩約4分 | JR東西線 「新福島駅」<br>3番出口 より徒歩約10分 | JR大阪環状線 「福島駅」<br>より徒歩約16分 | 地下鉄千日前線 「阿波座駅」<br>9番出口 より徒歩約8分 |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------------------|

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

